

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成 25 年度 第 1 回 松阪市路上喫煙禁止対策審議会
2. 開 催 日 時	平成 26 年 3 月 19 日 (木) 午前 10 時～午前 12 時
3. 開 催 場 所	松阪市役所 5 階左側第 1・第 2 会議室
4. 出席者氏名	(委 員) ◎朴恵淑、○松浦健治郎、岩崎恭彦、横井美登、渡邊幸香、梅本治、中津正吉、高島信彦 (◎会長 ○副会長) (事務局) 環境部 磯田環境部長、環境課 武田課長、中川係長、南、植村 都市計画課 長野担当監、船木室長
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	報道関係 3 名、一般 3 名
7. 担 当	松阪市環境部環境課 TFL 0598-53-4067 FAX 0598-26-4322 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項、議事録は別紙のとおり。

平成25年度 第1回 松阪市路上喫煙禁止対策審議会

開催日時： 平成26年3月19日（木）午前10時～午前12時

開催場所： 松阪市役所 5階左側第1・第2会議室

出席委員： 8名

朴恵淑会長、松浦健治郎副会長、岩崎恭彦委員、横井美登委員、
渡邊幸香委員、梅本治委員、中津正吉委員、高島信彦委員

欠席委員： 2名

玉川義弘委員、中村哲也委員

事務局： 7名

環境部 磯田部長、環境課 武田課長、中川係長、南、植村
都市計画課 長野担当監、船木室長

傍聴者： 報道関係3名、一般3名

事項

1. 開会
2. 委嘱状の交付
3. あいさつ
4. 自己紹介
5. 会長、副会長の選出について
6. 議題
 - (1) 松阪市みんなでまちをきれいにする条例の趣旨説明について（事務局から説明）
 - (2) 先進地事例（金沢市）の報告について（事務局から説明）
 - (3) 路上喫煙禁止区域の指定について意見交換
 - (4) 今後の進め方について

1. 開会

●事務局

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。只今から「平成 25 年度 第 1 回松阪市路上喫煙禁止対策審議会」を開催させていただきます。

2. 委嘱状の交付

●山中市長

(各委員に委嘱状を交付)

3. あいさつ

●山中市長

みなさん改めましておはようございます。お忙しい方々ばかりでございますが、今回路上喫煙禁止対策審議会委員を引き受けていただきまして感謝申し上げます。この議論は3年程前から進めてきまして、途中では議会のほうでも議員提出議案として上程したいという思いもあり、勉強会なども行われてきた期間も1年ほどありましたが、なかなか議会内でもまとまらない経過がありました。そしてまた行政側に戻ってきて地域の方々とも議論をしながらという、長いプロセスのある中で、この11月議会で可決をいただきまして、「松阪市みんなでまちをきれいにする条例」という形で、様々なプロセスがあった中で、しっかりと実効性のあるものにしていくという部分もありましたし、議会の皆様方、または行政の皆様方が、お互いに意識を共有する中でここまで来れたと思っています。三重県下で路上喫煙禁止区域を盛り込んだ条例は初めてでございます。全国でもモデルとなるよう、ソフト面、ハード面において、しっかりと行政、地域、民間で連動できるような条例にしていければと思うところです。三重県下で事例がないだけに、この審議会において皆様方に積極的なご議論をいただければ、今年度中でも補正予算を組んででも進めていきたいと考えております。地域や民間の方々にもやってくれというだけではなく、まずは行政自らが、「まちなかピカピカ大作戦」に子供たちと一緒に、6月から環境課の職員が取り組んでいるとともに、毎月17日の勤務後には、都市計画課と環境課の皆様方が、ごみ拾いをスタートしておるところでございます。全庁的にも路上喫煙のあり方について、職員の歩きたばこは絶対に止めようということ、毎週のように話をしておりますが、職員の意識の徹底から始まり、民間事業者の方々も職場における意識の徹底を進めていただかないといけませんし、自治会、まちづくり協議会、まちづくりに関わっている団体の皆様方においても、単に環境への配慮だけではなく、やはり松阪の街中においては特に、歴史・文化・地域資源を活用した観光戦略や景観形成という部分も非常に重要ですので、今回はいきいきプランの推進委員長である高島さんにも入ってもらいましたが、観光の保持、文化の保持という視点、そして、ルールを決めてしっかりみんなですべて守っていくという意識の部

分が必要です。そしてこの条例や路上喫煙禁止に対し意識を持ち、毎日のようにごみ拾いいただいております梅本さんにもかかわっていただき、梅本さんからはこの3年間、いつできるのかと怒られ続ける経過もありましたが、本当にそういう中でぜひ、審議会として、行政がルールを引いた「こういう風にしないといけない」という考えではなく、これだけの皆様方が集まっていたいただきましたので、「ここまでやろうよ」と、審議会で具体的に、積極的に議論いただき、「ここまでしかやっちはいけない」とか、「予算もこれだけしかない」という話ではありませんので、何とでも決めていただいで、全国のモデルケースとなるような、区域指定だけでなく、住民参加のあり方も含めご議論を積極的にいただければありがたいなと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

4. 自己紹介

- 各委員

(自己紹介)

- 事務局

(審議会規則についての説明、会議成立宣言、資料確認)

5. 会長、副会長の選出について

- 事務局

本審議会の会長及び副会長の選任につきましては、松阪市路上喫煙禁止対策審議会規則第5条第1項の規定によりまして、委員の互選により決定するとなっておりますが、どのような方法で決めさせていただければよろしいでしょうか。

- 委員

事務局案があれば提示いただきたい。

- 事務局

会長には三重大学副学長の朴委員、副会長には同じく三重大学大学院助教の松浦委員にお願いしたいと思います。会長、副会長の選任につきましては、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

- 各委員

(挙手全員)

- 事務局

ありがとうございました。挙手全員により承認されました。それでは会長に朴様、副会長に松浦様にお願いいたします。それでは朴会長、会長席へのご移動お願いい

たします。

●事務局

それでは会長の朴様から一言ご挨拶をお願いいたします。

●会長

(挨拶)

●事務局

ありがとうございました。続きまして、副会長の松浦様から、一言ご挨拶をお願いいたします。

●副会長

(挨拶)

●事務局

ありがとうございました。それでは、会議の議長は、審議会規則第6条第1項の規定によりまして、会長である朴様をお願いをいたします。朴会長、よろしくお願いいたします。

6. 議題

●会長

議題は4つあります。1回目はお互いに顔合わせで、次回からがんばろうというのがよくあるパターンですが、今日はすでに共通認識ができていると思うので、特にこの(3)について皆さんの意見、関わっている組織や団体などで、どういう意見が出ているのか、ざっくりばらんに言っていただくということで、1回目が大変重要なポイントになるのかなと思います。(1)の趣旨説明、(2)先進地事例の報告についてきちんと説明いただいて、委員の皆さんからの質問やコメントをいただいています。正直に言って、どんなに良い先進地事例があっても、その地域の肌に合うものでなければ「絵に書いた餅」に過ぎないものになっていくと思います。だから、先進地事例の報告にあまり時間をかけるよりは、そこから何が学べるのか、何が出来るのかという可能性について、一度考えてみたいと思います。むしろ、この審議会が終わる頃には、先進地事例というか素晴らしいものとして、松阪市に学びましょと、いろんな市町から来てもらえるようにしたいなと思っています。事務局に要領良くまとめていただいて、できるだけ(3)の意見交換に時間を使っただけのようによろしくお願いいたします。

(1) 松阪市みんなでまちをきれいにする条例の趣旨説明について

●事務局
(説明)

●会長

ありがとうございます。これについて、皆さんのほうから質問があれば承ります。

●委員

「路上喫煙とは公共の場所について喫煙することをいう。ただし、道路交通法に従って車内において喫煙することは除く」とありますけれども、一番目立つのが、車の中でたばこを吸って、窓を開けて駐車しておくというのをよく見かけるんですね。特に駅前の駐車場あたり。それで吸い終わったら、灰を外へ出して外へ捨てる、これはポイ捨てになってくるわけです。この点はどういうふうに規制をかけられるのか。「車内じゃないか」と言葉が返ってくるかもしれません。この点の対応をお聞かせ願いたい。

●事務局

先ほどのご質問の中でもありますけれども、そういうのは全体的な中で、いわゆるゴミの放置というところで解釈をしていただければと思います。車の中で吸っていただくのは問題ないですけれども、それを捨てるということになりますと、条例に抵触するという話でご理解いただきたいと思います。それから、もう一つ余分な話かも知れませんが、それと合わせまして、議会でも、シンポジウムをさせていただいた時にも、公共の場所ということを非常に問題にされました。民地はいいのかという話が当然ありますが、これにつきましては上位法でもって、対応させていただくということでご理解を賜ったところでございますので、チラシの中でも見ていただければわかると思いますが、当然「民地はいいですよ」ということではありませんので、今後もいろんな駅前活動とかそういうこともやっていきますが、そういう中でもしっかり啓発を行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

●会長

ありがとうございました。特に法律を専門にしている岩崎委員ですね、この公共の場という部分について、法的な解釈としては今おっしゃられたようなところでわかると思いますが、やっぱり車内において喫煙することは公共の場じゃない、ということになりますでしょうか。例えば、松阪駅周辺のどこかで禁止区域になったと、だけれども車の中とか、建物の中とかだったり、そういう所に関してはしょうがないということになるんでしょうか。法的な解釈はどうなっているのか、教えていただきたいです。

●委員

条例違反行為に当たるか、当たらないのかという次元で言うと、それは当たらないということだと思っておりますが、ただ、その一般論として、その公共の場でタバコを吸う事自体が望ましい行為かどうかという、恐らくそれは望ましい行為ではないという価値判断が条例そのものにあると思っておりますので、その点で条例違反行為ではないものの、市職員として注意を促すことは条例に基いて可能ではないかと思っております。

●会長

注意するのは可能と。

●委員

はい。ただ、違反行為としてそれに改善命令等をすることはできない。

●会長

ありがとうございました。その他にありますでしょうか。

●委員

初歩的な質問で申し訳ないのですが、この施行自体が「4月1日から施行する」と書いてありますが、これだけの条例ができている中で、この審議会は何をするのですか。条例の中身を審議するのですか。

●事務局

条例自体は出来上がっています。ただし、路上喫煙禁止区域について、どこということは今決まっておられません。ですので、この審議会の中で、例えば話をさせていただきますが、松阪駅周辺の道路をたばこを吸えない区域にしようということを、この審議会の中で決めていただきたい。一度に全て、というのはなかなか難しいところもありますが、そこそこをまずはしていこうとか、そういう区域指定について、いろんな面からご審議をいただきたい、というのがこの審議会の主な趣旨でございます。

●委員

ということは、内容はこのままでエリアだけを、ということですか。

●事務局

はい。そうです。

●委員

僕が聞いているのはそういう意味ではなくて、エリアを設定した場合、そのエリ

アの中に車がおりますな、その場合、窓を開けて吸っておるといふ行為が、この禁止区域の制約の中に入るのか、入らないのか。入れるのか、入れないのか。それを聞いているわけですね。それと、エリアの中で窓を開けてたばこを吸ってみえる、隣に駐車している車の人に迷惑をかける、そういうのは受動喫煙に当たらないのかなと思っただけ。僕は50年間ヘビースモーカーだったんです。1日に60本、50年吸っていました。確かにね、人様にも家内にも嫌われました。友達にも嫌われました。そういうことでね、皆さん、たばこというものは、吸っている者本人よりも、空気に与える影響がものすごく大きいですね、臭いと煙でね。ですから、窓を開けても中にいるんだからええじゃないかと軽い気持ちでおってもらったのでは問題があるのではないかと。やっぱり、そのエリアの中におる以上は、車内というのでもよく考えていただきたいなど、こう思っただけ。

●事務局

ちょっといいですか。すみません。先程のご審議をいただく話の中で、まず指定をするのに一番の基本というの、人混みというか、要するにたくさん人が集う所でタバコを吸われていて、それが服に付いたり、持ち物に付いたり、あるいはそういうところが子供さんの視線に当たったりとか、そういうところが一番大きな問題であります。それに対して、当然そういう禁止区域というのをご検討いただきたいというのはあるんですけれども、それに加えて、一つは先ほどもおっしゃって見えましたが、せっきくのこの松阪市の城下町をどうやってして活用していくかという、もう一つの側面と言われましたが、その中でのあり方というのをきちんと検証していただいた中でのご議論をいただきたい。それに合わせまして、この条例を啓発するために何かを、例えば看板の設置等をしたいのですが、そういう場合に、「こんなみっともないことするなよ」とか、「こういうことで啓発していけよ」とか。それから路上にもシートを貼りたいのですが、貼り方についても、「景観を壊してしまう」とか。それからもう一つ、シンポジウムでも議会でもしっかり言われたのが、今度はたばこを吸う人のために、どうやってしてそういう吸える場所をきちんと作っていくか、これにつきましても、景観との関わりについても非常に大きな問題でございますので、ここも合わせて是非ご議論をいただきながら、素晴らしい提案をしていただければ、今後の都市計画にも非常に大きな効果があると思っておりますので、そこも合わせてどうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

●会長

ありがとうございます。会長として、今の委員の問いは大変重要なものになっておると認識しております。皆様のところ「審議会の規則」という資料があると思いますが、私達は何をすべきかということが第2条に4項まで書かれております。この審議会はかなり幅広いことが可能です。頑張れば頑張るほどいろんなことが出来る、かなりの部分で責任と権限を持たされた審議会であると思っております。もと

もと「松阪市みんなでまちをきれいにする条例」は、ポイ捨ても含めて路上喫煙禁止も含めて、例えば犬の散歩の時に糞の放置とか、あらゆるところで松阪市をきれいな街にしていくんだということをうたっておりますが、それを全部やろうとすると、かなり大変な仕事になってきます。公共の場所ひとつをとっても、道路、公園、広場、河川、沼等、松阪市は平成の大合併によってこれだけ広がっている所の、全てを市でやろうと思えば、マンパワーもそうですし、みんなの意識を上げなければなりませんし、松阪市に外から来た人たちにもなんとかして守ってもらわないといけない、膨大な、壮大な仕事になっております。だからとりあえず、審議会としては、特にその中で「路上喫煙はダメですよ」という区域をまず指定してみましよう。そこから、どういうやり方をしていけばみんなが守れて、さすがと言われる松阪市になるのかという、あらゆる側面からの調査や検証が必要と思われるような事項や、それをこの審議会で決めてくださいということなんですね。だから、これは大変重い審議会でありますし、委員の皆様も、いろんなイメージや考えがあると思いますが、それら全てが関わっていくといっても過言ではないと思っています。まず、この審議会での当面のやらなくてはならない目標と責任としては、第2条の第1～4のところをやりましようというところで、まず「この地域はダメですよ」ということを、色んな所でできれば非常にありがたいのですが、恐らくそんなところからも話が出来るとは思いますが、駅の周辺とか、いろんな所の人がたくさん集まって、特に景観を守らなければならない所をまず決めて、どういう方向で指定していくのか、そういうところを一つずつ行っていくというのが審議会の当面の私達のミッションであろうと思っていますので、それに関しては、皆さんいろんなイメージを持ってらっしゃるということは大変いいことだと思いますが、当面の目標としては部長や課長のほうから説明のあったところであろうと思います。それではですね、せっかく先進地事例で金沢市の調査をしたということですので、その話を聞いて、(3)ののところの部分でまた意見を交わしていきたいと思っております。

(2) 先進地事例（金沢市）の報告について

●事務局

(説明)

●会長

ありがとうございました。ただいまの報告について、みなさん質問ありますでしょうか。

●委員

金沢駅の喫煙場所はどこにあるのでしょうか。なぜ区域の中にあるのですか。

●事務局

9ページの地図に示してありますように、駅東と駅西に1ヶ所ずつあります。駅東は喫煙禁止区域に指定されており、その中に喫煙場所が設置されています。

●委員

金沢駅東、香林坊、武蔵の3つの区域が指定されていますが、兼六園と近江町市場はどのような感じになっていましたか。

●事務局

現在3ヶ所の指定となっていますが、兼六園付近については、将来的に香林坊から市役所の前を通過して、兼六園のほうへ向かって指定していくということを聞いています。それと近江市場の所は武蔵地区に当たり、すでに指定されています。ただ、先ほどの説明でもありましたように、簡単なA3のペーパーでの啓発はしておりますが、金沢は景観の規制が非常に強いところであるため、その調整をしながら、具体的な啓発活動をしていこうということです。それと路面表示について、駅前でも赤い色を使ってきちんと啓発をしていきたいという意向がありましたが、金沢では原色の赤は使用禁止ということが景観のほうで位置づけをしておりますので、写真を見ていただくとオレンジ色の表示となっています。そういうところにも配慮した形で啓発が行われているということも補足させていただきます。

●会長

ありがとうございました。他に質問はいかがでしょうか。

●委員

今のお話で、金沢はかなり観光面に力を入れていることが分かりました。実は私はお城の下のポケットパーク、よいほ小苑という名前ですが、あそこに喫煙禁止の立て札を1つ、御城番屋敷のところに1つ、第一小学校のところに1つ、市にお願いをして立てていただきました。観光にみえる方から文句を言われると思っていましたが、まったくありませんでした。今の時代、街中でたばこを吸うのはおかしく、喫煙できる場所として灰皿を置いてもらってあれば、それで十分ではないですかという声がほとんどでございますので、仰々しく禁止区域であることを言わなくても、パンフレットや観光マップなどに表示する程度で、徐々に規制ができていくのではないかと考えています。

●会長

その他にありますでしょうか。

●事務局

先ほど、禁止区域の中になぜ喫煙場所があるのかというお話がありましたが、こ

れについては、禁止区域という一定のエリアを指定するものの、当然喫煙者がみえますので、そういう方にはきちんと、ここは吸える場所であるということの位置づけをしながら、エリアでの規制を行っていくものです。

●委員

何でもいけないというのではなく、確かに受け皿というものも必要ですね。

●会長

私のほうからひとつ、指導員は警察官OBが2名、臨時が2名の4人体制であり、勧告はするけれど、罰金というような強硬手段までには至っていないということですが、4人体制というのはまだまだ増やしていくのか、この人数で足りるのか、このあたりはどうですか。

●事務局

今現在では3地区が指定されていますので、あと2名増やして6人体制としていくと聞きました。

●会長

先進地域は先進地域として、色々な取り組みをやっているのではと思いますが、そのような事例も踏まえながら、松阪らしさというものもどのように出すのかなど、意見交換をしたいと思いますが、もうひとつ、配布資料として松阪市の地図が3つありますが、これは私たち意見交換のための資料として考えればいいですか。

●事務局

はい。

(3) 路上喫煙禁止区域の指定について意見交換

●会長

それでは、今までの説明、先進事例を踏まえて、もう一つの資料をご覧くださいながら、松阪市としてどういうふうに行っていくのか、しばらく時間を取りたいと思います。よろしく願いいたします。どなたからでもどうぞ。

●委員

この地図で、中川駅の駅前がありますが、先ほどのお話を聞いておりますと、市に依頼をしてすでに看板を設置しており、その看板が有意義であることを聞きました。基本的な事かもしれませんが、条例と審議会規則を市から提示されている中で、松阪市として、どんな風にしていきたいのかという試案はなぜ出てこないのかなど疑問を抱きました。この審議会でも何かも検討しなさいというのではなく、松阪市

ではこういう試案を持っていますが、それに対してどうでしょうかという提案をまずしてほしいと思っております。例えば、私どもの伊勢中川駅周辺の清掃についても、旧町時代から、嬉野が「ごみ拾いをやりましょう」という運動をずっと十年來しています。それは旧町全体をあげて作業を進めてまいりました。当時はペットボトルや空き缶を軽トラに2杯も3杯も集めたのですが、おかげさまで、今ではほとんど落ちていません。ただ、たばこにつきましては、駅構内、コンコースはコンクリートですが、コンコースを少し離れると、砂利がひいてある場所がありますが、ここへのポイ捨ては依然として見られ、たばこが捨てられると拾うのが大変困難です。そういうようなことがありますので、松阪市はもう少し、審議会を開く前に、こんなことをやっていきたいということを示してもらいたいと思っております。

●会長

ありがとうございます。いろいろなアプローチの仕方はあると思いますが、おそらくここにいる委員は、私たち大学関係者を除けば地元の方ですので、地元の方々が何を考えているのかということ汲んだ中でやっていきたいという意向があるのではないかと思いますので、審議会の中でレールに乗ったものをただ単にはいい、はい、と決めるのではなくて、むしろ新しく作り上げていくという所に意義があると思いますので、どんどん意見を出していただいて、事務局が休む暇がないほどになってきたらありがたいなと思います。そこで松浦先生、専門的な立場からみて、先ほど金沢市は60万人以上の街でしたし、観光客もかなり来ます。また、松阪はどういう街かというのもよく分かっていらっしゃるの、大きな街がやっている事と全く同じである必要はないかもしれないし、参考になるかもしれないし、松阪らしさという部分を考えながら、どういう所を要素として考えたらいいか、ヒントになるような事を言っていただければ大変助かります。

●副会長

金沢の事例を見させていただいて思ったのは、金沢は駅東、武蔵、香林坊の、かなり人が多いゾーンを指定されていて、一方で景観重点地区の城下町エリアが指定されていないのは気になっていて、松阪で考える場合、城下町の面影を残した街ですので、景観重点地区にも指定されていますし、そのあたりのゾーンを重点的にやるべきかなというのが一つと、一方でやはり人の多いゾーンを指定したいという話もあると思うので、そうなるとうり周辺になると思います。そのあたりのバランスだと思います。景観を守っていくゾーンと禁煙ゾーンをリンクさせながら考えていく必要があるのではというのが私の考えです。

●会長

ありがとうございました。その他にも意見をお願いいたします。

●委員

金沢は大都市です。私は彦根のほうに度々訪れていますが、彦根と松阪は規模的によく似たものです。地区計画も彦根はやっております。彦根市の担当の方とお話しをさせていただくと、禁止区域というのはポールのわずかな部分に小さな字で書いてあり、あまり目立たないようにしています。例えばたばこを吸っている人がいたら「誠に恐れ入りますが、ここは禁止区域でございますので・・・」という形で啓蒙しており、大々的に看板を立てたりするのは差し控えていますというお話でございました。できることなら行政の方には彦根のほうにも訪れていただいて、同一規模の街でございますので、意見の交換もしていただきたいと思います。

●会長

ありがとうございます。一つ教えていただきたいのですが、私は縁あって東京の杉並区によく行くのですが、駅から降りたら横断幕みたいなもので、「過料2000円」、と書かれています。松阪市のこの条例をみると罰金をとるなどの強行手段というより、一緒にやりましょうというような意味合いが強いと感じましたが、あまりたくさん事例がないからだと思いますが、彦根という名前も出ましたが、金沢に調査に行った狙いはあったのでしょうか。

●事務局

実はいろんな先進地を考えました。8月には千葉の市川市の担当者にも来ていただきましたし、近くでは名古屋市の栄や岐阜とかいろいろありましたが、城下町という部分も含めて、金沢市を選んだところ。過料というのも当初から、過料がないと実効性がないんじゃないかというご議論もございましたが、まずはこの条例、松阪市の現状を見た時に、そこまで必要かどうかという色んな思いの中で、みなさんの意見を聞いたところ、まずは条例を作っていこうということで、今スタートしたところ。ただ、そういった中で、城下町という部分も含めて金沢を選んだのですが、ちょっと余談も話させていただきますが、実際に今から指定についてご議論願うわけですが、じゃあ実態として、松阪市のある地点でどのくらいの路上喫煙をしているのか、など、そういったところを、市長の想いとしては年内に指定区域という部分もあるのですが、まずは調査をすることも必要ではないかと、今いろいろお話を聞いた中で思ったところです。

●会長

ちょっとみなさんが考えていらっしゃるうちに、専門家として教えていただきたいことがあります。同じ条例でも、2000円という罰則をつける所と、松阪みたいにそこまではという所がありますが、効果や影響力に差は出てきますか。

●委員

自身の考えですが、松阪らしい条例に育てていくという事で考えていきたいと思っています。法律の世界では対象となっている行為がどれほど悪い行為かという「行為の重大さ」と、それに対してとられる「対策措置」、いくばくかの不利益を受けるものですから、その釣り合いが取れているかどうかということの問題とします。先ほど会長からお話のあった罰則とか過料とかっていう強制的な手段ですけど、これは人の生命や健康に対し危険をもたらすような行為をした、だからこそ、そうした強制的な措置を取ることも釣り合いがとれ許されるというふうに、法律の世界では考えます。なので、そうした手段をとる場合は、人が集まっている場所で歩きタバコをすると、小さい子供たちの目線にあたるのでかなり危険なので、そうした行為に対しては罰則をもって取り締まるということも許容される。他方で、景観の重点地区で同じような危険さがあるかどうかという、たぶんなかなかあるとは言いがたいですね。なので景観の重点地区で同じように歩きタバコに対し罰則、過料を課すということが、その点で釣り合いが取れているかという、おそらく難しい議論がそこにはあると思います。釣り合いが取れていなくて、そんなに悪い行為をしていないにもかかわらず、過料を科されるのはちょっと過酷だというふうに法律では考えます。そこで松阪の条例についてですが、松阪の条例は過料を科すということではなく、注意を促したり、みんなで考えていくという仕組みになっていますので、その意味では、禁止地区に景観の重点地区も含めるということはあるだと思います。過酷な手段が取られていないからこそ、景観の地区にも地域指定ができるということになるのではないかと思います。だから、そういう意味で松阪らしさを考えていくことは可能かもしれません。

●会長

大変重要なお話をありがとうございました。もう少し時間がありますので、地元のみなさんの意見もいただいて、とりあえず今回、駅周辺、または、今この松阪市の条例は過酷なものではなくて、松阪の景観とか守るべきものを、この条例で守るという、そういった意図を持っているならば、それを生かした、どういったやり方で考えたらいいか、ある程度の方向性だけでも見えてきたら大変ありがたいなと思います。そうしたら事務局も次の段階に行きやすいと思いますし、そういうところでもう少し、この3つのマップが示されているのはそこを踏まえて考えてくださいという事だろうと思うので、地元のみなさんご意見お願いします。

●委員

自分が住んでいるところは、本町魚町地区ですが、ここはみなさんご存知の通り、景観整備計画の区域に入っているということで説明をさせていただきますが、先程からこの条例の区域をどこにかければいいのか、人が多くいる所を区域にすればいいという案も一理あると思いますが、自分的には景観整備計画に抱き合わせでいいのかな、という感じがします。それともう一つは、ただ人が多いので指定するとなる

と、市民からの反発もあるかと思いますが、市民に周知するという意味で、初めに重点地区の所に網掛けをし、それを松阪市全体に広めていくという手法のほうが松阪らしいというか、条例自体が市民に浸透しやすい、受け入れやすいと思います。もう一つが指導員。指導員自体は地元住民が指導員になるべきだと思います。看板などの表示については、道路標識もそうなのですが、街の真ん中に次から次に設置すると景観的にすごく悪いので、自分たちの地域的には、立ててもらいたくないというのが気持ちです。条例を施行する、周知をする意味で、まず第一番に魚町本町エリアを仮に指定し、住民に浸透させる中で住民の協力を得るようなシステムづくりをしながら、次の指定はここですよという告知をするという順序で行ったほうが、私は条例自体が受け入れやすく、それが松阪らしさではないかと思います。

●委員

今言われたように景観という部分を重視した施策で行ったほうがいいのではないのでしょうか。突然禁止区域ということになればちょっと躊躇しますので、お城のほうも重点地区になりましたし、本町のほうもずっとなっていますから、そういう所をとりあえずやっていただいて、それから徐々に範囲を広めていくということではないのですかね。

●委員

景観重点地区が入った図面はないのでしょうか。

●事務局

次回用意します。

●会長

いろいろ難しい所もあると思いますが、この際横の繋がりを密にして、景観とかすでに決めてやっている都市計画とかと密接にやらなくてはいけませんし、住民協議会、自治会、いろんな方々の協力、コミュニケーションをとらなくてはいけないので、これから事務局は大変だと思いますが、必要となるような、ベースとなるような資料は用意していただきたいと思っていますし、チラシをすでに作られたようですが、それらも資料としてお願いしたいと思っています。そこで景観という大変重要なキーワードが出ていますが、松浦先生にお願いしたいのは、この松阪地域の景観ということは、強制的にこの地域は守りましょうということになっているだろうと思いますが、今回新しく路上喫煙はやめましょうということとリンクしていく時に、例えば、散在している形で作るということなのか、例えば金沢市みたいに駅を中心として、ある所を線で結んで、重点的に武蔵だ、香林坊だ、というふうになっていたと。そのやり方は松阪市でもある程度考えられる部分でもあるかという気もしますが、景観とか松阪らしいという部分と、地域住民の理解を得やすい、外から来

た人にもわかるようにしていくには、ある程度の線でも面でもいいから繋がっていくある程度のエリアが必要なのか、まずこの地区、この地区という指定がやりやすいのか、いろんな考え方があると思いますが、景観とかそういった所を見たときに、次回ぐらいにはある程度考えたいと思いたいので、みなさんが考えやすいヒントになるような事、専門的な立場でお願いします。

●副会長

たぶんいろんなやり方があると思います。先ほどの景観重点地区をメインにしていったほうがいいのかというみなさんのご意見があったと思いますが、私もどちらかというところの立場で、駅前よりは景観重点地区を中心に考えていったほうがいいのかと思っています。先ほどの朴先生の話ですが、景観重点地域ってというのはどちらかというところ、道路以外の部分、建物部分をどうしていくのかという所が中心的な議題なのですが、今回の場合は路上ということで、景観を守っていく建物の間の道路をどうしていくのかという話だと思います。景観重点地区の中でも特に重要だと思われる道をどう決めていくのか、そこは線だと思うのですが、線をどのように優先順位みたいなものを決めていくのか。いきなり重点地区の全ての道路を禁煙区域にしていくというのはなかなか難しいかもしれません。段階的に考えていくのなら、重要な道を優先的に禁煙区域にしていくという話はあるのかなと思うのが一つです。それからもう一つ、観光客の視点で言うと、車で来られる方もいらっしゃいますし、電車で来られる方もいらっしゃいますが、電車で来られる場合には、おそらく駅から景観重点地区の辺りを回遊してまた帰っていくということになりますから、散策のルートみたいなものをある程度設定するというか、人がよく通るルートがあると思いますので、そのルート沿いを少しずつ禁煙区域にしていくという考え方もあるのかなというのがもう一つです。

●会長

ありがとうございました。そうするとですね、ちょっと認識不足かもしれませんが、伊勢中川駅周辺も一緒に同時進行でやっていきたいということでしょうか。今どちらかというところ松阪駅周辺の話でしたが、じゃあ伊勢中川駅周辺となってくると、どういう景観がありますか。松阪駅周辺と違った景観なのでしょうか。

●事務局

伊勢中川駅周辺地区につきましても、景観の重点地区の候補地という位置づけを持っています。ここについては松阪の城下町の歴史的な景観というよりは、嬉野町時代から土地区画整理事業で整備された都市景観的な位置づけの中で整備が進んでおりまして、ここで資料として出されたのは松阪駅は2万人弱の乗降客数がありますし、中川駅においては7～8千ぐらいの乗降客数の利用者がいますので、人が集まる所という所で資料を提供させていただいております。

●会長

これが松阪市の面白いところで、松阪駅周辺の景観とはまた違った伊勢中川駅周辺の景観があり、人が多く集まる地域です。それでは3枚目の地図はいかがでしょうか。

●事務局

3枚目の資料は、旧三雲町の市場庄という所ですが、これについては平成25年4月1日に景観重点地区ということで位置づけしております。区域はこの中には入っていませんが、ここは旧参宮街道が通る昔からの町並みです。それを中心にエリアを設定しております。次回、景観重点地区については、先ほどおっしゃられた、魚町通る本町周辺地区、市場庄、この4月1日からは松阪城跡周辺地区の3ヶ所を重点地区として位置づけています。それ以外に候補地として、中川駅というお話もありますし、射和中万という櫛田川沿いの地区ですが、ここにも景観重点地区の候補地がありまして、その辺については次回資料を用意させていただき中で、ご提示させていただきたいと思っています。

●会長

ありがとうございました。おかげさまでかなり見えてきましたね。時間があるようになくなってきて、ちょっとだけみなさんの話された内容から次の審議会がどういう方向に進んだらいいのかというところで、中間的な取りまとめをさせてください。足りない部分があれば補っていただきたいと思います。この3つのマップがどうして出されたのかと思ったら、これこそ松阪市が持っている特色の一つでありました。つまり、昔ながらの城下町としての人々が生活している空間、それから観光客が来る空間、それから大変重要な拠点となるのが駅であるということ。つまりどういう目的であろうと、人がある程度集まるような、駅としては松阪駅周辺と伊勢中川駅周辺という所をまず候補として考えたいのが一点。それから松阪らしさという所で景観重点地区に指定されている所で、今回の路上喫煙禁止とリンクさせた形で、人がたくさん来る場所であろうと、それほど多くない場所であろうと、地元の方々に対する理解を深めるという意味も踏まえて、景観的な所もエリアとして考えると。これが飛び地としてできる場合も、繋がっていく場合もある。それと昔ながらの歴史と文化のシンボリックな所としても考えると、こういう風に大きく同じ景観でも3つぐらい、人がたくさん集まる駅の周辺、松阪の景観の保護しなくてはならないような部分、歴史や文化が相まっているような部分、そういった大きく3つになるのか、種類分けすると1つになるのかわかりませんが、次の本格的なスタートに持っていく上では、資料を用意していただいて、しかも成熟した松阪を分かりやすく示すような工夫をお願いしたい。金沢市、杉並区、千葉、彦根、圧倒的な力を持っている行政のネットを使って、たくさん参考になるようなものを用意していただくと、そういうようなことで、中間的に次に向かったまとめが可能ではと思

っています。足りない部分や間違った部分があったらみなさん補っていただければありがたいですが、いかがでしょうか。

●委員

今のまとめに強く反対するわけではありませんが、私個人的には、景観重点地区は大事ですが、まずは駅前からやるっていうのが一つの筋かなというふうに思っています。一つは先程のお話にも関係がありますが、生命安全からの観点からの歩きタバコの禁止というのが、かなり合理性が高いですが、景観保全からの歩きタバコ禁止ということにどれだけ合理性があるかということは少し法律論としては詰めなければならない部分があるということが一つ。もう一つは法律をやっているとつまらない事しか言えなくなるのですが、行政施策としての費用対効果もあると思いますので、看板を立てたり、指導員を配置したりするのはかなり費用がかかるとイメージしていますが、最初は地区を絞って駅前で行うのが費用面でも合理的ではないかと思います。看板を立てたり路上をペイントしたりすることが景観を阻害するというお話は、確かにその通りだなと思いながら聞いていたのですが、ただ法律論としては、罰則とか過料が設けられていないとはいえ、条例違反行為、条例で義務を課して、違反行為を取り締まるという仕組みですので、何が違反行為に当たるのかというのを誰もが分かるようにしておく明確性というものが必要になるんですね。景観重点地区はおそらく地域の住民の方ばかりではなくて、一時滞在者の方、観光客の方がいらっしゃると思いますが、そうした方に何が違反行為なのか、どこが路上喫煙禁止地区なのかということが分かるようにするためには、ペイントをするか、ペイントをしないのであれば、指導員を必ず常駐させておくということになるかと思いますが、それはすごく不経済なので、それをやるには工夫が必要かなと思います。

●会長

大変重要な指摘ありがとうございました。先ほど私の言い方がちょっと不十分だったのかなと思いますが、人が集まる駅周辺とかそういうお話はさせていただきました。守っていただかなければならないことに関する周知の方法もこれから議論していきたいと思います。看板の立て方ひとつにしても、ある程度啓発していくためには人の力もお借りしなければならない、そういう部分も次の大きな議題として上がるだろうと思います。

(4) 今後の進め方について

●会長

1回目にしてはかなり重要な議論ができ、事務局は大変だとは思いますが、忘れないうちに次回を開催していただきたい。この審議会は年に何回とか決まってないですよ。いつ頃まで議論をして、決定すればいいのでしょうか。

●事務局

まだアバウトなところもあるのですが、年内には決めて、また周知期間はかなり必要だと思います。3～4ヶ月は広報であれ、パンフレットであれ、チラシであれ、周知期間は必要だと思っています。年内にできればいいなという思いもありますが、ただ、一つ指定した後の喫煙場所というハード面が、いろいろまたご議論いただくかもわかりませんが、ハード面を整備していこうと思うと、期間が必要になってくるのかなと思います。役所事で申し訳ないのですが、予算を議会の時期に立てて、それで整備をしていくという、その期間も必要だと思いますので、そういった事もスケジュールの中でご議論いただきながら決めていただきたいと思います。ハード面の整備を考えますと、その辺の期間も加味してご検討いただきたいと思います。

●会長

わかりました。あまりのんびりはできないということですので、とりあえず夏までの間、何回になるのかわからないですが、本業に支障がない範囲で当面この審議会に関わっていただければありがたいと思っています。次回がいつ頃になるのかわかりませんが、平成25年度の最後のところで1回開催されたということで、平成26年度もできるだけ早く、新年度忙しいと思いますが、時期を見計らっていただいて、できるだけ忘れないうちに2回目をお願いしたいと思います。中間的なまとめをしてしまったのですが、あまり大きな問題はなさそうですので、事務局から何かありますか。

●事務局

上手く会長のほうでまとめていただいたというのが感想で、いろんな意見をいただきました。最初に言っていただいた看板のあり方や指導員のあり方から始まりまして、先ほどの線的な指定のあり方、あるいはきちんと表示をしないといけないという、相反する意見とか、すごく大事な話を今日はしていただきましたので、皆様方の思い、あるいは技術的な話を含めて次へ繋げていただければと思っています。本当に今日はありがとうございました。

●会長

予定していた時間に近づいてきましたが、委員のみなさんのほうで、これはということはあるですか。なければ今日の議題は終わり、今後の進め方について何かありますか。

●事務局

今日は本当にありがとうございました。次回につきましては、今いろいろ審議をいただきました、景観重点区域の資料も合わせてご提示をさせていただく中で、ま

たご議論をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。実はこの審議会に関しまして、26年度予算で、委員が言われたように、彦根とかいろいろ行けるところを見ていただくのもいいのかなと思ひまして予算をつけさせていただきました。日帰りで見に行けるところ、ある程度目星はつけていますが、ここがいいとかいう所があればそういったご意見も次回いただきまして進めて行きたいと思ひますのでよろしくお願いいたします。

●会長

これだけ厳しい中で予算確保とか大変だったと思ひます。見に行くというのは私たちにとっても大変重要なことであって、例えば予算の制限があるのなら委員を半分に分けて行くのもいいかもしれませんし、いろいろ工夫をして、有効に使って、特にこのことに対しては市民の目線が非常に強いと思ひますので、「何をやってるんだ審議会は」ということにならないように努力をしていきたいと思ひます。本当にそういう意味で第1回目でありながら、方向性も、いろんな部分での貴重なご意見で少しは見えたのではないかなと思ひております。これをまた蓋をせずに次に繋げていくということで、事務局にもしっかりと宿題を出しました。終わった後、言い忘れた事がありましたら委員のみなさんは遠慮なく事務局にどんどん宿題なりいろんな案を出してください。これをもって第1回松阪市路上喫煙禁止対策審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。